

公益財団法人中国残留孤児援護基金  
第8回臨時評議員会（決議省略）議事録


1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容  
提案書 ※別添のとおり  
第一号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」改正の件
2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者  
代表理事（理事長） 多田 宏
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日  
平成26年12月24日（水）
4. 議事録の作成に係る職務を行った者  
業務執行理事（常務理事） 小林 悦夫
5. 議決に加わることができる評議員数  
7名

平成26年12月15日（月）、代表理事である理事長 多田 宏が評議員の全員に対して、評議員会の決議目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、平成26年12月24日（水）までに議決に加わることができる評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する第194条（本財団定款第26条）に基づく評議員会の「決議の省略」の方法により、当該提案（第一号議案）を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した者及び議事録の作成に係る職務を行った者は、次に記名押印する。

平成26年12月26日

代表理事（理事長）

多田 宏 

業務執行理事（常務理事）

小林 悦夫 